

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に板倉町総合農業振興協議会（以下「協議会」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の管理・運営等に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、協議会が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中からの利用は利用開始の日からの残存期間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1㎡当たり年間100円とする。ただし、年度途中からの利用は月割りで計算する。
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料等を協議会が指定する日までに協議会に現金で支払うものとする。
- (4) 借受者は、鍵代金として別途500円を支払うものとする。なお、鍵を紛失した場合は鍵の作成料として再度500円を支払うものとする。
- (5) 貸付農地の利用は一世帯につき原則二区画までとする。ただし、貸付けされていない区画がある場合には、利用希望者多数の場合に協議会から契約解除の申し入れがあったときは契約解除に応じることを条件としてこの限りではない。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建築及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を第三者に転貸すること。
- (4) 樹木、花木等の栽培、植え付けをすること。
- (5) 貸付農地以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入、肥料等の大量な施用又は保管及び耕土の搬入又は搬出をすること。
- (7) その他貸付けの運営に反すること。

(申込及び選考の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「広報いたくら」に掲載するほか、チラシ等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の30日前から随時受け付けるものとする。

3 貸付けを受けようとする者は、協議会へ別記様式第1号を提出しなければならない。

4 協議会は、申込みをした者の中から借受者を決定するものとし、申込者が多数の場合は、利用者及び区画を抽選により決定し、同時に補欠者は補欠順序を決定するものとする。

5 協議会は、借受者を決定した場合は、その旨を借受者に通知するものとする。

(貸付契約)

第6条 協議会は、第5条第4項の該当者と別記様式第2号により貸付契約書を取り交わすものとする。

(貸付農地の維持、管理及び運営等)

第7条 協議会は、貸付農地及び施設の適切な維持、管理及び運営を図るため、次の業務を行う。

(1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解除等)

第8条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

(1) 借受者が貸付契約の解約を別記様式第3号により申し出たとき

(2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき

(3) 貸付農地を正当な理由なく2か月以上耕作しないとき

(4) 協議会の指示に従わずあるいは利用者としてふさわしくない行為があったとき

(5) 第4条第1項(5)に掲げる契約解除の申し入れが協議会からあったとき

(貸付農地の返還)

第9条 借受者は、第4条第1項(1)の規定による貸付期間が終了したとき、又は第8条の規定による解約をしたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(利用資材及び農具等の負担)

第10条 貸付農地を利用するために要する資材、種苗、肥料及び薬剤等は利用者が負担するものとする。ただし、貸付農地で使用する農具は協議会で負担し備え付けておくものとする。

(賠償責任)

第11条 利用者は、貸付農地の施設、備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 貸付農地内又は貸付農地の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損害に対して、協議会は一切の責任を負わないものとする。

(賃料の不還付)

第12条 既に納めた賃料は還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき

(2) 協議会が相当な理由があると認めたとき

(その他事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

別記様式第1号（第5条関係）

利用申込書

[別紙参照]

別記様式第2号（第6条関係）

利用契約書

[別紙参照]

別記様式第3号（第8条関係）

解除申出書

[別紙参照]